



飲酒運転の根絶！

しない・させない・許さない！！

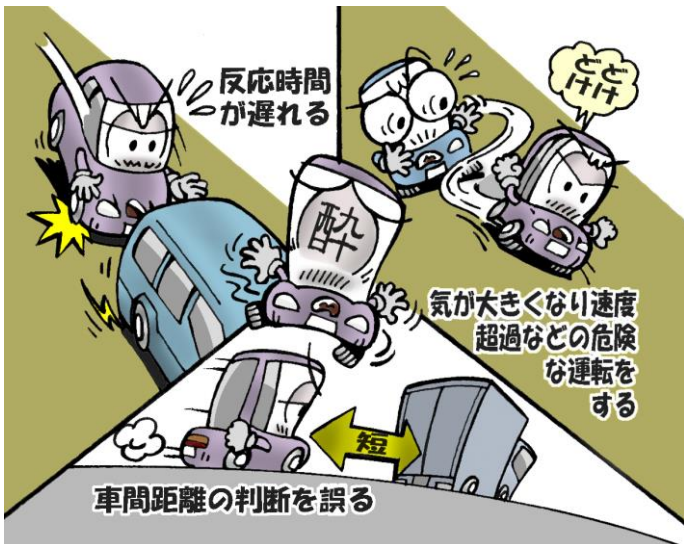
飲酒運転根絶の世論が高まる中、平成19年の道交法改正により飲酒運転が厳罰化、また飲酒運転周辺者（車両の提供者、酒類の提供者、飲酒運転車両への同乗者）も厳しく罰せられることになり、県内の飲酒運転による交通事故の発生件数、死者数、傷者数は減少傾向にありました。

しかし、残念ながら県内の飲酒運転による交通事故は、平成28年以降、大幅に増加しています。

飲酒運転は犯罪です!!



	酒酔い運転	酒気帯び運転	
罰則	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	
違反点	35点	呼気1リットル中 0.25mg以上	25点
		0.15mg以上 0.25mg未満	13点



- 深酒や夜遅くまで飲酒した時など、二日酔いのおそれがあるときも運転をしてはいけません。

注意！



- 自転車の飲酒運転も絶対してはいけません。



県内の交通死亡事故が5か月連続で増加！

◆ 県内交通事故死者数の推移 ◆

(平成29年10月23日現在)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
昨年 (平成28年)	2	7	7	3	7	4	4	2	6	1	5	5	53
今年 (平成29年)	1	4	3	3	1	6	5	8	7	3	?	?	??
増減数	-1	-3	-4	±0	-6	+2	+1	+6	+1	+2	?	?	??

※ 単位(人)

県内では、交通死亡事故が6月、7月、8月、9月と4か月連続で前年同時期より増加しました。また、10月も前年同時期より増加している状況です。

特に8月以降に交通死亡事故が急増し、交通事故死者数の約半数を65歳以上の高齢者が占めています。

例年、秋の行楽シーズンから年末にかけて交通死亡事故が増加する傾向にあり、皆さん一人ひとりが交通ルールをしっかりと守り、正しい交通マナーの実践を習慣づけることが大切です。

「止まる・見る・待つ」
「思いやり・ゆずり合い」



息子などを名乗る『オレオレ詐欺』に要注意！

「風邪で声がおかしい」 「迷惑電話が多いので、携帯番号を変えた」
「会社の金に手を出した」 「株に失敗した」 「妊娠させてしまった」
「お金が必要」 「引出理由はリフォーム代などと答えて」
「自宅まで取りに行く」 「〇〇駅まで持ってきて」 「〇〇に渡して」



これが「オレオレ詐欺」のキーワードです！携帯電話番号が変わったと言われても、本来(元)の番号にかけるなどして、確認をしましょう!!

このような電話を受けたらすぐに「警察」や「家族」へ相談してください！

施設の窓口に掲示するなど、必要な方々にご覧いただけるようご協力ください。

FAX配信からインターネットのE-mail配信に変更のご希望があれば、
下記にご連絡ください。また、県警HPでもご覧いただけます。

滋賀県警察本部交通企画課 高齢者交通安全推進室 ふれあいチーム
TEL 077-522-1231 (代表) Eメール x0022@police.pref.shiga.jp